

シックハウス対策について知っておこう。

快適で健康的な住宅で暮らすために シックハウス対策 のための規制導入 建築基準法改正

は平成15年7月1日に施行されます。

シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

改正
建築基準法に
基づく
シックハウス
対策の概要

- 1 ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制
①内装仕上げの制限 ②換気設備設置の義務付け ③天井裏などの制限
- 2 クロルピリホスの使用禁止

シックハウス症候群は なぜ起きるのでしょうか

主な要因

- ①住宅に使用されている建材や家具、日用品などから様々な化学物質が発散。
- ②住宅の気密性が高くなった。
- ③ライフスタイルが変化し、換気が不足しがち。

主な対策

- 建材や家具、日用品などから発散する化学物質を減らす。
- 換気設備をつけて室内の空気をきれいにする。

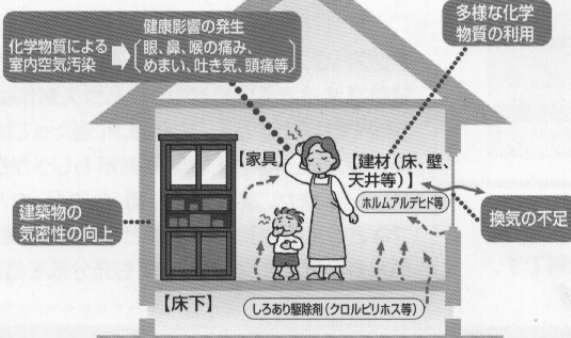
新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がするなどの「シックハウス症候群」が問題になっています。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンその他）などの揮発性の有機化合物と考えられています。「シックハウス症候群」については、まだ解明されていない部分もありますが、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると様々な健康に有害な影響が出るおそれがあります。

シックハウス対策に関して
こんな法律・制度・基準があります。

シックハウス関連の制度や基準

- 化学物質室内濃度の大きな目安
厚生労働省室内化学物質濃度指針値
- 必ず守らなければならない法律
建築基準法のシックハウス対策
- 建て主の希望による室内空気環境の表示
住宅性能表示制度

せっかく建てる家だから
家族の健康や、安心のために
建てる前に知っておこう！
シックハウス対策。



知らなかった！
シックハウス対策は国の
法律や制度、基準があるんだ。
ちゃんと勉強しておこう！

知ってください！シックハウス対策はもちろん、
住まいの安心チェックができる制度です。

これから新築される方、建売住宅・マンションなどを購入される方のために。

住宅性能表示制度

シックハウス対策のための基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度についても改正されます。

住宅性能表示制度は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」にもとづき、平成12年10月にスタートした新しい制度です。

詳しくは裏面のホームページへ

知って下さい。改正建築基準法に基づくシックハウス対策。



1 ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で木質建材などに使われています。3つの全ての対策が必要となります。

(対策Ⅰ) 内装仕上げの制限

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材には、次のような制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発生	JIS, JAS などの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	↑	F☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料		F☆☆	
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	多い	旧E ₂ , Fc ₂ 又は表示なし	使用禁止

規制対象となる建材は次の通りで、これらには、原則としてJIS, JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。

木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材など

(対策Ⅱ) 換気設備設置の義務付け

ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられます。例えば住宅の場合、換気回数0.5回/h以上の機械換気設備(いわゆる24時間換気システムなど)の設置が必要となります。

※換気回数0.5回/hとは、1時間当たりに部屋の空気の半分が入れ替わることをいいます。

(対策Ⅲ) 天井裏などの制限

天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、次の①～③のいずれかの措置が必要となります。

① 建材による措置	天井裏などに第1種、第2種のホルムアルデヒド発散建築材料を使用しない(F☆☆☆☆以上とする)
② 気密層、通気止めによる措置	気密層又は通気止めを設けて天井裏などと居室とを区画する
③ 換気設備による措置	換気設備を居室に加えて天井裏なども換気できるものとする

一戸建て住宅

(対策Ⅰ) 内装仕上げ

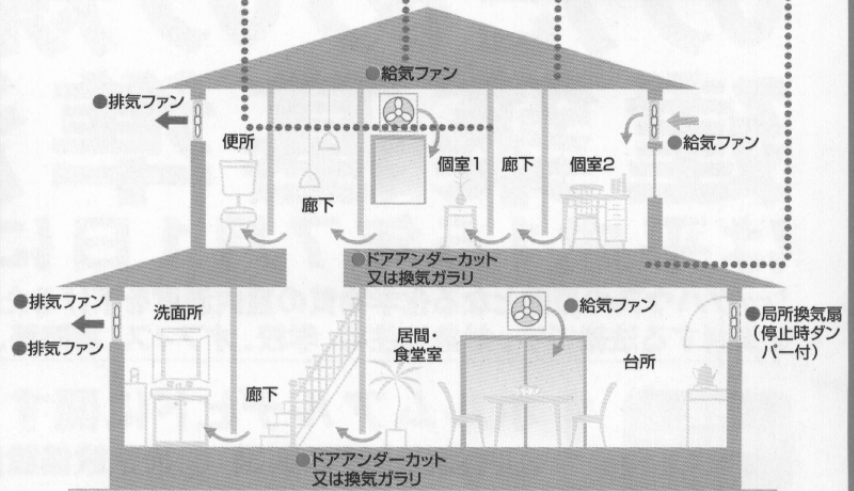
F☆☆☆の場合、床面積の2倍まで
F☆☆☆☆の場合、制限なし

(対策Ⅱ) 換気設備

換気回数0.5回/hの
24時間換気システムを設置

(対策Ⅲ) 天井裏など

次のいずれか
① 建材:F☆☆☆☆以上
② 気密層、通気止め
③ 天井裏などを換気



共同住宅の住戸

(対策Ⅰ) 内装仕上げ

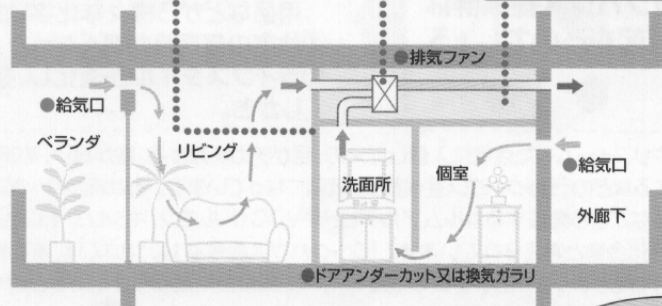
F☆☆☆の場合、床面積の2倍まで
F☆☆☆☆の場合、制限なし

(対策Ⅱ) 換気設備

換気回数0.5回/hの
24時間換気システムを設置

(対策Ⅲ) 天井裏など

次のいずれか
① 建材:F☆☆☆☆以上
② 気密層、通気止め
③ 天井裏などを換気



シックハウス対策、こんなところにも気をつけましょう!
建築基準法さえ守ればシックハウス対策は十分、というわけではありません。住宅選びに当たっては、トルエン、キシレンなど他の化学物質対策もしっかりチェックしましょう。また、家具や防虫剤、化粧品、タバコ、ストーブなども化学物質の発生源となります。身の回りの日用品や換気など、住まい方にも充分気を付けましょう。



2 クロルピリホス対策

クロルピリホスは有機リン系のしろあり駆除剤です。居室を有する建築物には使用が禁止されます。

●建築基準法シックハウス対策の詳細は次のホームページをご覧ください。

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

「改正建築基準法に基づくシックハウス対策コーナー」 <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sick.html>

●住宅性能表示制度についての詳細は次のホームページをご覧ください。

住まいの情報発信局 <http://www.sumai-info.jp>

住宅性能表示制度をはじめ、信頼できる住まいの情報はこちらへどうぞアクセスしてください。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」コーナー <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm>
住宅性能評価機関等連絡協議会 <http://www.hyoka.gr.jp>

●住宅性能表示制度についてのコンタクトポイント <http://www.hyoka.gr.jp> 住宅性能評価機関等連絡協議会((財)ベターリビング内) 電話 03-5211-0564 FAX 03-5211-0593